

【大分県】 処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件取扱要領（大分市除く）
（保育所・地域型保育事業）

1. 処遇改善等加算Ⅱの研修受講要件に該当する研修（別紙1参照）

- (1) 保育士等キャリアアップ研修（園内研修の扱いについては後述）
- (2) 旧免許状更新講習（※）

※ 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）の一部施行（令和4年7月1日）より前に実施された幼稚園教諭免許状に係る免許状更新講習をいう。

2. 保育士等キャリアアップ研修について

- (1) 職位・役職ごとに修了すべき研修分野

研修分野		副主任保育士	専門リーダー	職務分野別リーダー
専門分野別研修	乳児保育	専門分野別研修のうち3以上の研修分野を修了	専門分野別研修のうち4以上の研修分野を修了	職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する研修分野を修了
	幼児教育			
	障がい児保育			
	食育・アレルギー対応			
	保健衛生・安全対策			
保護者支援・子育て支援				
マネジメント（注1）		必須	×	×
保育実践（注2）		×	×	×

注1）マネジメント分野研修を処遇改善等加算Ⅱの研修受講要件としてカウントできるのは副主任保育士のみ。ただし、令和元年度までに受講したものはカウントできるものとする。

注2）保育実践分野研修については、令和元年度までに受講したものはカウントできるものとする。

- (2) 研修受講要件の確認方法

施設・事業所からの処遇改善等加算Ⅱの申請時に以下のものを添付する。

- ・施設・事業所で作成する研修受講履歴総括表（別表1）
- ・加算対象職員にかかる保育士等キャリアアップ研修修了証の写し

3. 旧免許状更新講習（幼稚園教諭免許状に係るもの）について

- (1) 旧免許状更新講習の扱い

施設・事業所からの処遇改善等加算Ⅱの申請時に、以下の①または②に該当することが確認できる者については、本県におけるキャリアアップ研修「幼児教育」分野を修了したものとみなす。

- ① **15時間以上**の免許状更新講習を履修していること
- ② 「更新講習修了確認証明書」または「改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書」を所有すること

- (2) 研修受講要件の確認方法

施設・事業所からの処遇改善等加算Ⅱの申請時に以下のものを添付する。

- ・施設・事業所で作成する研修受講履歴総括表（別表1）
- ・加算対象職員にかかる下記①または②の書類を添付する。
 - ①の場合
 - 大学等が発行する更新講習修了証明書（履修証明書）の写しを添付する
 ※時間数の合計が15時間以上であること
 - ②の場合
 - 同確認証明書の写しを添付。

4. 園内研修について

(1) 園内研修の取扱いについて

要件を満たす**3時間以上**の園内研修を受講した場合、大分県内で実施する保育士等キャリアアップ研修の**1分野の1内容(=3時間)**の研修を受講を免除できる。

(2) 受講免除対象になる園内研修の要件 **※平成29年4月1日以降に受講したものに限る**

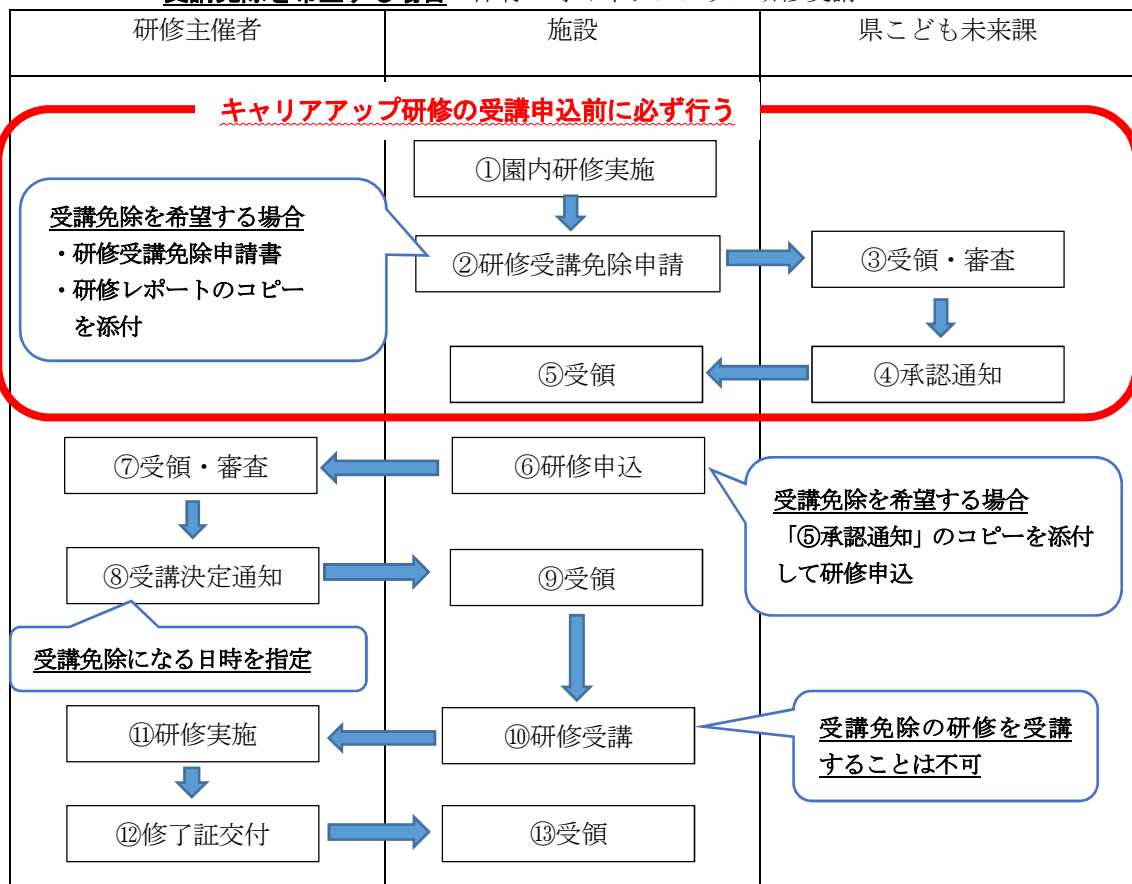
- ・研修の講師が、指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して十分な知識及び経験を有すると県が認める者。
- ・研修の目的及び内容が明確に設定されており、また、保育士等キャリアアップ研修ガイドライン（以下「ガイドライン」）に定める研修分野が設定されているとともにその内容がガイドラインに沿ったものとなっていること。
- ・研修受講者が明確に特定されており、園内研修を実施する保育所及び地域型保育事業所において研修修了の証明が可能。

(3) 受講免除申請手続きについて（大分市内の施設においても県への申請が必要です。）

受講免除を希望する場合は、キャリアアップ研修の受講申込前に、別紙「園内研修実施に伴う保育士等キャリアアップ研修受講免除申請書」により申請し、承認を受けること。承認を受けたら、キャリアアップ研修の受講申込書に承認通知書のコピーを添付して申込を行うこと。

なお、受講免除の承認通知書は、園内研修実施日の属する年度を含め、**5年間有効**とする。

＜**受講免除を希望する場合**の保育士等キャリアアップ研修受講フロー＞



5. 研修修了要件の適用時期について

(1) 副主任保育士、専門リーダー

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
適用なし	2.(1)の修了すべき研修分野のうち1分野以上	2.(1)の修了すべき研修分野のうち2分野以上	2.(1)の修了すべき研修分野のうち3分野以上	2.(1)の修了すべき研修分野のうち4分野以上

(2) 職務分野別リーダー

令和4年度	令和5年度	令和6年度以降
適用なし	適用なし	2.(1)の修了すべき研修分野のうち1分野以上

6. その他

- ・本要領については、国通知・FAQにより変更になる可能性がある。